

## 茨木市交通サービス利便向上促進事業補助要綱

### (目的)

第1 この要綱は、本市の区域内で運行する路線バスの利便性の向上を図る事業に対し、市が補助金を交付することにより公共交通機関の利用を促進し、もって市民の快適な生活環境を確保することを目的とする。

### (補助対象)

第2 補助の対象となる事業は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営し、本市の区域内において路線バスを運行する事業者（第3第3号イ及び第4第1号において「路線バス事業者」という。）が実施する事業であって、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱（平成28年2月29日観産第690号。第5第1号及び第17第1号において「国の要綱」という。）に基づき交通サービス利便向上促進事業に係る補助金の交付決定を受けた次の事業とする。

- (1) ICカードシステム導入事業 本市の区域内を運行する路線バスを対象に、ICカードによる運賃收受、乗降カウント等を行うシステムを導入する事業
- (2) ICカードポイントサービスシステム導入事業 本市の区域内を運行する路線バスを対象に、ICカードによるポイントサービスを行うシステムを導入する事業
- (3) バスロケーションシステム導入事業 本市の区域内を運行する路線バスを対象に、GPS等を利用してバス車両の位置情報を収集し、インターネットを經由してバス車両の現在位置、停留所への到着予定時刻等の情報を提供するシステムを導入する事業

### (補助対象経費)

第3 補助の対象となる経費は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める経費（消費税等を除く。）とする。ただし、本市の区域外のバス路線に係る経費及び自社専用システムの機器の整備に係る経費を除くものとする。

- (1) ICカードシステム導入事業 次に掲げるものとする。
  - ア カード読取装置、書込装置及びそれらの周辺機器の導入に要する経費
  - イ 車載金庫からICカードのデータを読み込む装置及びその周辺機器の導入に要する経費
- (2) ICカードポイントサービスシステム導入事業 タッチパネル式操作盤、ボイスパケット式トランシーバー、ICカード読取器等のオンラインバスICカードシステムに対応するために必要な機器の導入に要する経費

- (3) バスロケーションシステム導入事業 次に掲げるものとする。
- ア バスロケーションシステムに係る車載器の導入に要する経費
  - イ 路線バス事業者の営業所においてバスロケーションシステムに係るデータを処理する機器の導入に要する経費
  - ウ 車載器を導入したバス車両が走行する交通結節点、停留所等にバスの運行情報を表示する設備の導入に要する経費
- (補助金額)

第4 補助額は、次の各号に掲げる額の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、市長が別に定める額を上限とする。

- (1) 第3第1号ア及びイ、第3第2号並びに第3第3号ア及びイに掲げる経費を合算した額に、路線バス事業者が本市の区域内において運行する距離を当該路線バス事業者が管轄する総運行距離で除して得た数値を乗じて得た額に、10分の1を乗じて得た額
  - (2) 第3第3号ウに掲げる経費に3分の1を乗じて得た額
- (補助金の交付申請)

第5 補助金の交付を受けようとする者は、茨木市交通サービス利便向上促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 国の要綱に係る補助金の交付決定通知書の写し
  - (2) 事業計画書
  - (3) 収支予算書
  - (4) 補助対象経費に係る算定資料
  - (5) その他市長が必要と認めるもの
- (補助金の交付決定)

第6 市長は、第5の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市交通サービス利便向上促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

(変更の申請等)

第7 補助金の交付を申請した者は、補助金の交付決定通知後において当該事業計画の内容を変更しようとするときは、第5に準じて茨木市交通サービス利便向上促進事業補助金交付変更承認申請書（様式第3号）を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第6に準じて決定の内容を変更し、茨木市交通サービス利便向上促進事業補助金変更承認通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

(状況報告)

第8 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が当該事業年度内に完了しない見込みであるときは、茨木市交通サービス利便向上促進事業状況報告書(様式第5号)にその理由を記載して指定された期日までに市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9 補助金の交付の決定を受けた者は、事業終了後、茨木市交通サービス利便向上促進事業補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 契約書の写し及び領収書の写し又はこれらに代わるもの
- (4) 補助対象事業が完了したことが分かる写真
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(補助金額の確定等)

第10 市長は、第9の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、茨木市交通サービス利便向上促進事業補助金確定通知書(様式第7号)により報告書を提出した者に通知する。

(補助金の交付請求)

第11 第10の補助金確定通知書を受けた者は、茨木市交通サービス利便向上促進事業補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第12 市長は、第11の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めるときは、当該請求者に補助金を交付する。

(立入検査)

第13 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第14 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類(次項及び第3項において「帳簿等」という。)を常に整備しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、市長から帳簿等の提出の指示があったときは、当該

帳簿等を速やかに提出しなければならない。

3 補助金の交付を受けた者は、帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

(取得財産等の整理等)

第15 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(第15及び第16において「取得財産等」という。)に関する書類を備え、取得財産等を取得し、又は効用の増加した時期、所在場所、価格及び取得財産等の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、次に掲げる書類を、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件(平成22年国土交通省告示第505号。第16第2項において「国土交通省告示」という。)に定める期間保存しておかなければならない。

(1) 取得財産等の得喪に関する書類

(2) 取得財産等の現状把握に必要な書類

(取得財産等の処分の制限)

第16 補助金の交付を受けた者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、国土交通省告示に定める処分制限期間を経過するまでは、市長の承認を受けずに取得財産等をこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸付け又は担保に供してはならない。

3 市長は、補助金の交付を受けた者が市長の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があった場合には、交付した補助金の範囲内において、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(補助の取消し等)

第17 市長は、補助金の交付を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 国の要綱に基づく交通サービス利便向上促進事業に係る補助金の交付を受けなかったとき又は当該補助金の全部若しくは一部について交付の決定を取り消されたとき。

(2) この要綱に違反したとき。

(3) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(4) 補助金を他の用途に使用した場合

- (5) 第13及び第14第2項の規定による検査等について、正当な理由なく、拒み、妨げ、又は忌避した場合
- (6) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。
- (7) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。
- (8) その他市長が不相当と認めたとき。

(市長の指示)

第18 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成26年6月2日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年9月13日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年2月17日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の第14第3項の規定は、令和8年2月17日以後に交付申請がなされる補助金に係る書類について適用し、同日前に交付申請がなされた補助金に係る書類については、なお従前の例による。

様式第1号（第5関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地

団体名及び代表者名 ㊟

※代表者名が自署の場合は、押印不要です。

茨木市交通サービス利便向上促進事業補助金交付申請書

茨木市交通サービス利便向上促進事業補助金の交付を次のとおり申請します。

1 補助対象事業

2 交付申請額 円

3 添付書類

(1)

(2)

(3)

(4)

(5)

様式第2号（第6関係）

茨木市指令 第 号

所在地  
団体名及び代表者名 様

茨木市交通サービス利便向上促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市交通サービス利便向上促進事業補助金は、次の条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨木市長

印

様式第3号（第7関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地

団体名及び代表者名 ㊟

※代表者名が自署の場合は、押印不要です。

茨木市交通サービス利便向上促進事業補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市交通サービス利便向上促進事業補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

- 1 補助対象事業
- 2 変更内容
- 3 変更理由
- 4 変更前交付決定額 円
- 5 変更後交付申請額 円
- 6 差引増減額 円

様式第4号（第7関係）

茨木市指令 第 号

所在地  
団体名及び代表者名 様

茨木市交通サービス利便向上促進事業補助金変更承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市交通サービス利便向上促進事業補助金は、次の条件を付けて変更承認します。

条 件

- 1 交 付 決 定 額 円
- 2 変 更 増 減 額 円
- 3 変 更 交 付 決 定 額 円

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第5号（第8関係）

年 月 日

（報告先）茨木市長

所在地

団体名及び代表者名 ⑩

※代表者名が自署の場合は、押印不要です。

茨木市交通サービス利便向上促進事業状況報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた事業は、当該事業年度内に完了しない見込みであるため、次のとおり報告します。

1 補助対象事業

2 当初予定事業期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 変更後予定事業期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 期間内に完了しない理由

様式第6号（第9関係）

年 月 日

（報告先）茨木市長

所在地

団体名及び代表者名 ㊟

※代表者名が自署の場合は、押印不要です。

茨木市交通サービス利便向上促進事業補助金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた  
事業が完了したので、次のとおり報告します。

1 補助対象事業

2 補助金交付決定額 円

3 補助金精算額 円

4 補助事業の成果

5 添付書類

(1)

(2)

(3)

(4)

(5)

様式第7号（第10関係）

茨木市指令 第 号

所在地  
団体名及び代表者名 様

茨木市交通サービス利便向上促進事業補助金確定通知書

年 月 日付け茨木市交通サービス利便向上促進事業補助金実績報告書を審査の結果、事業補助金を次のとおり確定します。

- |   |          |   |
|---|----------|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 | 補助金確定額   | 円 |

年 月 日

茨木市長

印

様式第8号（第11関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所在地

団体名及び代表者名

㊟

茨木市交通サービス利便向上促進事業補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった茨木市交通サービス利便向上促進事業補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 金 額 円